

令和 8 年 4 月 1 2 日 執 行
浅 口 市 長 選 挙

確認団体の政治活動について

浅口市選挙管理委員会

目 次

1	確認団体制度の概要	1
2	政治活動の規制	1
3	確認団体の要件	2
4	確認申請の手続	2
5	確認申請後交付される資材等	3
6	政治活動を行う場合の届出等	4
7	浅口市長選挙における確認団体の政治活動(概要)	5
(参考)	確認団体の申請手続の流れ	10
	各種様式の記載例及び見本	11~20

凡 例

(法令等の略称)

法 公職選挙法 (昭和25年法律第100号)
令 公職選挙法施行令 (昭和25年政令第89号)
規則 公職選挙法施行規則 (昭和25年総理府令第13号)
市執行規程 公職選挙法等執行規程 (平成18年浅口市選挙管理委員会告示第2号)
市選管 浅口市選挙管理委員会

(法令等の引用例)

法49の2①(1) 公職選挙法第49条の2第1項第1号

浅口市長選挙における確認団体の政治活動について

1 確認団体制度の概要

公職選挙法では、特定の選挙が行われるときには、その選挙の告示の日から選挙の当日までの間は、その区域内において、政党その他の政治活動を行う団体（以下「政党その他の政治団体」という。）の行う政治活動に一定の規制を加えています。

ただし、政党その他の政治団体のうち、一定の要件を備え、かつ、所定の手続を経た政治団体（以下「確認団体」という。）については、この規制を部分的に解除することとしています。（法第14章の3）

これは、選挙の自由公正を確保するため、選挙運動と密接な関係にある特定の政治活動を規制し、確認団体についてのみ、一定の条件に該当する政治活動を認めようとするものです。

そして、浅口市長選挙もここでいう特定の選挙に該当しますので、政党その他の政治団体の政治活動に一定の規制が加えられ、確認団体の制度が適用されます。

2 政治活動の規制

（1）選挙運動期間中及び選挙の当日、原則として禁止される政治活動

選挙期日の告示の日（4月5日）から、選挙の当日（4月12日）までの間、政党その他の政治団体は、当該選挙の行われる区域（浅口市内）において、次に掲げる政治活動を行うことができません。（法201の9、201の13、201の15）

ア）政談演説会の開催

イ）街頭政談演説の開催

ウ）ポスターの掲示

エ）立札及び看板の類（政党その他の政治団体の本部又は支部の事務所において掲示するものを除く。）の掲示

オ）ビラ（これに類する文書図画を含む。）の頒布

カ）宣伝告知（政党その他の政治活動を行う団体の発行する新聞紙、雑誌、書籍及びパンフレットの普及宣伝を含む。）のための自動車（以下「政治活動用自動車」という。）及び拡声機の使用

キ）連呼行為

ク）掲示又は頒布する文書図画（新聞紙及び雑誌並びにインターネット等を利用する方法により頒布されるものを除く。）における特定候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項の記載

ケ）国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物（専ら職員の居住の用に供されているもの及び公営住宅を除く。）における文書図画（新聞紙及び雑誌を除く。）の頒布（郵便等又は新聞折込みの方法による頒布を除く。）

コ) 機関紙誌における本件選挙に関する報道、評論

(2) 確認団体のみに認められる政治活動

浅口市長選挙にあつては、所属候補者又は支援候補者を有する政党その他の政治団体で、市選管に確認の申請をし、確認団体として確認書の交付を受けた政党その他の政治団体については、その選挙期日の告示の日から選挙期日の前日までの間、選挙の行われる区域（浅口市内）において **7 浅口市長選挙における確認団体の政治活動（概要）【5～8頁】** に示す規制に従って一定の政治活動が認められます。（法201の9①ただし書、201の13①ただし書、201の15）

3 確認団体の要件

浅口市長選挙において確認団体になるためには、所属候補者又は支援候補者を有する政党その他の政治団体で、かつ、市選管に申請を行い、確認書の交付を受けることが必要です。（法 201 の 9①③）

「所属候補者」とは、候補者届出書に当該政党その他の政治団体に属する旨の記載がなされている者をいい、「支援候補者」とは、候補者届出書に「無所属」と記載されて届け出られた候補者で、当該政党その他の政治団体から推薦又は支持されている者をいいます。

4 確認申請の手続

確認団体の確認を受けようとする政党その他の政治団体は、次に掲げる申請書類を作成の上、次の日時及び場所で申請をしてください。

(1) 受付の日時及び場所

ア) 日 時 選挙期日の告示の日（4月5日）から
選挙期日の前日（4月11日）までの間
午前8時30分から午後5時まで

(注) 告示の日の午前8時30分以前に受付場所に到着した団体が2団体以上あるときは、政治団体確認申請書（様式1）に記載された所属候補者又は支援候補者の立候補届の受付順序により受付をします。

なお、申請書の受理及び確認書の交付は、政治団体確認申請書に記載された所属候補者又は支援候補者の立候補の届出が選挙長において受理されたことを確認した後に行います。

イ) 場 所 4月5日（日） 浅口市役所 3階 会議室
4月6日（月）～4月11日（土） 市選管事務局

(2) 申請書類（添付書類）等

ア) 政党が確認団体となろうとするとき

- ・政治団体確認申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式1(12頁)
- ・政党その他の政治団体の支援候補者とされる
ことの同意書(支援候補者の場合のみ)・・・・・・・・・・様式2(13頁)

イ) 政党以外の政治団体が確認団体となろうとするとき

- ・政治団体確認申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式1(12頁)
- ・政党その他の政治団体の支援候補者とされる
ことの同意書(支援候補者の場合のみ)・・・・・・・・・・様式2(13頁)
- ・政治資金規正法第6条の規定による届出書等の写し
- ・政治団体の綱領又は規約
- ・政治団体の役員名簿
- ・政治団体の最近の予算書

(3) 申請をする上での注意事項

- ア) 確認申請をすることができるのは、政党その他の政治団体の本部に限られます。したがって、政治団体確認申請書に記載する政党その他の政治団体の名称及び所在地は、本部の名称及び所在地を記載する必要があります。
- イ) 申請の代表者については、当該政党その他の政治団体の代表者であることが原則ですが、支部の代表者によることも差し支えありません。
- ウ) 申請書類の訂正等の場合には代表者の印鑑又は署名が必要です。

(4) 申請書類の事前審査

確認団体の申請書類においても、立候補届出書類と同様に、正規の申請をする前に市選管に事前に申請書類の審査を受けてください。

事前審査には、前記(2)申請書類(添付書類)等及び代表者の印鑑を持参してください。

なお、事前審査は3月27日(金)に浅口市役所3階第1会議室で行います。(立候補届出書類の事前審査と併せて行います。)

5 確認申請後交付される資材等

市選管において、政治団体確認申請書等を審査し、その所属候補者又は支援候補者の立候補の届出が選挙長において受理されたことを確認した後、申請団体に確認書及び次に掲げる資材等を交付します。

なお、これらの資材を受領するときは、代表者の印鑑又は署名が必要です。

- (1) 確認書・・・・・・・・・・・・・・・・・・見本1(17頁)
- (2) 政治活動用自動車表示板【7-(3)参照】・・・・・・・・・・見本2(18頁)

・政治活動用自動車の冷却器の前面等外部から見やすい箇所に、その使用中常時掲示しておかなければなりません。なお、政治活動用自動車表示板は、4月27日（月）までに市選管へ返還してください。

(3) 政治活動用ポスター証紙交付票【7-(5)参照】・・・見本3(19頁)

・ポスター証紙の交付を受ける際に使用します。

(4) 政談演説会の立札及び看板の類の検印票【7-(6)参照】・・・見本4(20頁)

・立札及び看板の類の検印を受ける際に使用します。

6 政治活動を行う場合の届出等

確認団体が次に掲げる政治活動を行うに当たっては、それぞれ次のような届出等が必要です。

(1) 政治活動用ポスター証紙交付票の提出【7-(5)参照】・・・見本3(19頁)

・交付票に、政党その他の政治団体の名称を記入し、証紙受領責任者が署名又は記名押印して、掲示しようとするポスターの見本1枚を添えて市選管へ提出し、証紙の交付を受けてください。証紙で使用しなかったものは、4月27日（月）までに市選管へ返還してください。

・証紙の交付枚数は1,000枚までです。

(2) 政談演説会開催の届出【7-(1)参照】・・・様式3(14頁)

・政談演説会の開催にあたり、あらかじめ届け出てください。

・開催回数は、2回までです。

(3) 政談演説会の立札及び看板の類の検印票の提出【7-(6)参照】

・・・見本4(20頁)

・立札及び看板の類を政談演説会の告知で使用する場合、検印票に、政党その他の政治団体の名称を記入し、検印責任者が署名又は記名押印して、市選管へ提出し、検印の交付を受けてください。この検印票の提出には、政談演説会開催届出書（様式3【7-(1)参照】）の届出が必要です。検印で使用しなかったものは、4月27日（月）までに市選管へ返還してください。

・一の政談演説会ごとに5枚まで掲示することができます。

(4) 政治活動用ビラの届出【7-(7)参照】・・・様式4(15頁)

・ビラは、2種類以内に限られます。頒布しようとするビラの種類ごとに見本1枚を添えてあらかじめ届け出てください。

(5) 政党その他の政治団体の機関紙誌の届出【7-(11)参照】・・・様式5(16頁)

・種類は、機関新聞紙、機関雑誌とも各1種類に限られます。当該機関紙誌の見本1部を添えてあらかじめ届け出てください。

7 浅口市長選挙における確認団体の政治活動（概要）

◎原則として、政党その他の政治活動を行う団体は、告示の日から選挙の当日まで次に掲げる政治活動は禁止される。ただし、確認団体は、次に掲げる一定の制限の範囲内で、政治活動を行うことができる。

◎確認団体とは、所属候補者又は支援候補者を有する政党その他の政治団体で、浅口市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）に政治団体確認申請書を提出し、市選管の確認を受け、確認書の交付を受けたものであること。

規制される政治活動	許される活動範囲	届出・検印等	備 考
(1) 政談演説会の開催	2回 【開催できる期間】 選挙期日の告示日から 選挙期日の前日まで (法201の9①)	事前に、市選管への 届出が必要。 (法201の11②) (令129の5②)	① 政策の普及宣伝のほか、所属候補者又は支援候補者の推薦、支持その他選挙運動のための演説もすることができる。 (法201の11①) ただし、選挙運動のための演説はあくまで従として行われる程度でなければならない。 ② 政談演説会の会場において、政治活動のための連呼行為は <u>できる</u> 。しかし、 <u>選挙運動にわたる連呼行為はできない</u> 。 (法201の13①、140の2①) ③ 連呼行為に際しては、学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺では、静穏の保持に努めなければならない。 (法201の13②、140の2②) ④ 選挙運動期間中に他の選挙が執行される場合は、他の選挙の投票当日、当該投票所を閉じる時刻までの間は、その投票所を設けた入口から300メートル以内の区域においては開催できない。(法201の12②)
(2) 街頭政談演説の開催	停止中の(3)の政治活動用自動車の車上及びその周囲 【開催できる期間】 選挙期日の告示日から 選挙期日の前日まで (法201の9①) 【開催できる時間】 午前8時から 午後8時まで (法201の12①) 回数制限 なし		① 政策の普及宣伝のほか、所属候補者又は支援候補者の推薦、支持その他選挙運動のための演説もすることができる。 (法201の11①) ただし、選挙運動のための演説はあくまで従として行われる程度でなければならない。 ② 街頭政談演説及び連呼行為に際しては、 <u>政治活動のための連呼行為をすることはできる</u> 。しかし、 <u>選挙運動にわたる連呼行為はできない</u> 。(法201の13①、140の2①) ③ 街頭政談演説及び連呼行為に際しては、学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺では、静穏の保持に努めなければならない。(法201の12③、201の13②、140の2②) ④ 長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように努めなければならない。(法201の12③、164の6③) ⑤ 選挙運動期間中に他の選挙が執行される場合は、他の選挙の投票当日、当該投票所を閉じる時刻までの間は、その投票所を設けた入口から300メートル以内の区域においては開催できない。(法201の12②)
(3) 政治活動用自動車の使用	本部及び支部を通じて 1台以内 【使用できる期間】 選挙期日の告示日から 選挙期日の前日まで (法201の9①)	市選管から交付された表示板を掲示すること。 (法201の11③)	① この自動車の使用には、確認団体が発行する新聞紙、雑誌、書籍及びパンフレットの普及宣伝のための自動車の使用も含まれる。(法201の9①、201の6①(3)) ② 表示板は、自動車の冷却器の前面等外部から見やすい箇所に、その使用中常時掲示しておかななければならない。 (法201の11③、市執行規程19、7) ③ <u>自動車の種類には制限はない。また、乗車制限もない。(交通取締法規による制限は別)</u> ④ 確認団体の名称、政策等を記載した立札及び看板の類を取り付けることはできる。(交通取締法規による制限は別)しかし、当該選挙の行われる区域の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載することはできない。 (法201の13①) ((6)「立札・看板の類の掲示」参照) ⑤ 政治活動用自動車の上においては、午前8時から午後8時までの間に限り、 <u>政治活動のための連呼行為をすることができる</u> 。しかし、 <u>選挙運動にわたる連呼行為はできない</u> 。(法201の13①、140の2①) ⑥ 連呼行為に際しては、学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺では、静穏の保持に努めなければならない。 (法201の13②、140の2②) ⑦ ポスターは、(5)ポスターの掲示の制限内であれば掲示することができる。 ⑧ 政治活動用自動車の使用をやめたときは、立札及び看板の類は直ちに撤去しなければならない(法201の11⑩)

規制される政治活動	許される活動範囲	届出・検印等	備 考
(4) 宣伝告知のための拡声機の使用	<p>次の場所で使用することができる。</p> <p>(1)の政談演説会の会場 (2)の街頭政談演説（政談演説を含む。）の場所 (3)の政治活動用自動車の車上</p> <p>【使用できる期間】 選挙期日の告示日から選挙期日の前日まで (法201の9①)</p>		<p>① この拡声機の使用には、確認団体が発行する新聞紙、雑誌、書籍及びパンフレットの普及宣伝のための拡声機の使用も含まれる。（法201の9①）</p> <p>② 拡声機の種類及び使用個数には、制限はない。</p> <p>③ 表示板を掲示する必要もない。</p>
(5) ポスターの掲示	<p>【ポスターの数と規格】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示できるポスターの数 <u>1,000枚以内</u> (法201の9①) ・ 規格（大きさ） 長さ 85cm以内 幅 60cm以内 (法201の9①) <p>【掲示できる期間】 選挙期日の告示日から選挙期日の当日まで ただし、選挙期日の当日に新たに掲示することはできない。</p>	<p>市選管が交付した証紙の貼付が必要。 (証紙の交付請求の際は、確認書と同時交付する政治活動用ポスター証紙交付票を提出し、ポスターの見本を添付すること。) (法201の11④、市執行規程20)</p>	<p>① 必要記載事項（記載しなければならない事項）（法201の11⑤）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 政党その他の政治団体の名称 イ 掲示責任者の住所及び氏名 ウ 印刷者の住所及び氏名（法人の場合は所在地及び名称） <p>② 記載内容は、政治活動のみならず、所属候補者又は支援候補者の選挙運動にわたる内容の記載もできる。ただし、当該選挙が行われる区域の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項は記載できない。 (法201の9②、201の13①)</p> <p>③ ポスターは、選挙の当日においても、掲示しておくことができる。ただし、選挙の当日に、新たに掲示したり、掲示し直すことはできない。 (法201の11⑦、143⑥)</p> <p>④ 所属候補者又は支援候補者の選挙運動にわたる内容を記載したポスターは、選挙期日後、速やかに撤去しなければならない。 (法201の11⑦、178の2)</p> <p>⑤ ポスターの掲示場所（法201の11⑥、145、規則31の3①）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 次の場所には掲示することができない。 <ul style="list-style-type: none"> (7) 国又は地方公共団体の所有し又は管理するもの (イ) 不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所 イ 例外として、ア (7)のうち、次の場所には、管理者の承諾があれば、掲示することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 橋りょう ・ 電柱 ・ 公営住宅 ・ 地方公共団体の管理する食堂及び浴場 （通常、承諾はほとんど得られないため、掲示することができない場合が多いと考えられる。） ウ 他人の工作物にポスターを掲示しようとするときは、その居住者、居住者がいないときはその管理者、管理者もいないときはその所有者の承諾を得なければならない。 <p>⑥ 政党その他の政治団体のシンボル・マークのみを表示したポスターの掲示も、ここでいうポスターの掲示に含まれる。 (法201の5、201の9①)</p>

規制される政治活動	許される活動範囲	届出・検印等	備 考
(6) 立札及び看板の類の 掲示	<p>・政談演説会告知用 一の政談演説会ごとに 立札及び看板の類を通じ て5枚以内 規格制限なし</p> <p>【掲示できる期間】 選挙期日の告示日から 選挙期日の前日まで (法201の9①) ※(6)中において、以下 同じ。</p>	<p>市選管の定める表示 が必要(政談演説会開 催届出の際、交付する 政談演説会の立札及 び看板の類の検印票 を提出して検印を受 ける。) (法201の11⑧、市執 行規程18)</p>	<p>① <u>必要記載事項(表面に記載しなければならない事項)</u>(法201の11⑨) ・掲示責任者の住所及び氏名</p> <p>② 記載内容は、純然たる政治活動に限られ、投票の依頼又は勧誘にわたるような内容は記載できない。また、<u>当該選挙が行われる区域の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項も記載できない。</u>(法201の13①)</p> <p>③ 立札及び看板の類の掲示場所(法201の11⑥、145、規則31の3) ア 次の場所には掲示することができない。 (7) 国又は地方公共団体が所有し又は管理するもの (イ) 不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所 イ 例外として、ア(7)のうち、次の場所には、管理者の承諾があれば、掲示することができる。 ・橋りょう ・電柱 ・公営住宅 ・公園 ・広場 ・緑地 ・道路 ・政談演説会の開催当日における当該政談演説会の会場内及び会場前 (通常、政談演説会の開催当日における当該政談演説会の会場内及び会場前を除き、承諾はほとんど得られないため、掲示することができない場合が多いと考えられる。) ウ 他人の工作物に立札及び看板の類を掲示しようとするときは、その居住者、居住者がいないときはその管理者、管理者もいないときはその所有者の承諾を得なければならない。</p> <p>④ 政談演説会終了後、直ちに撤去しなければならない。(法201の11⑩)</p>
	<p>・政談演説会の会場内 で使用するもの 枚数、規格制限なし (法201の9①)</p>		<p>① 記載内容は、純然たる政治活動に限られ、投票の依頼又は勧誘にわたるような内容の記載はできない。また、<u>当該選挙が行われる区域の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推される事項も記載できない。</u>(法201の13①)</p> <p>② 政治活動用自動車の使用をやめたとき、又は政談演説会が終了したときは、直ちに撤去しなければならない。 (法201の11⑩)</p>
	<p>・政治活動用自動車に 取り付けて使用するもの 枚数、規格制限なし (法201の9①)</p>		<p>③ 政党その他の政治団体のシンボル・マークのみを表示した立札及び看板の類の掲示に含まれる。(法201の5)</p> <p>④ 政治活動用自動車に取り付けて使用するものは、交通取締法規による制限がある場合には、これに従わなければならない。</p>
(7) ビラの頒布	<p><u>2種類以内</u> 枚数、規格制限なし</p> <p>【頒布できる期間】 選挙期日の告示日から 選挙期日の前日まで (法201の9①)</p>	<p>事前に市選管への届 出が必要(法201の 9①) (届出の際、ビラの 見本1枚を添付する こと。)</p>	<p>① <u>必要記載事項(記載しなければならない事項)</u>(法201の11⑤) ア 政党その他の政治団体の名称 イ 選挙の種類・・・浅口市長選挙 ウ 法第14章の3の規定によるビラである旨を表示する記号……法定届出ビラ第〇号</p> <p>② 記載内容は、政治活動のみならず、所属候補者又は支援候補者の選挙運動にわたる内容の記載も許される。ただし、<u>当該選挙が行われる区域の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載することはできない。</u>(法201の9②、201の13①)</p> <p>③ <u>散布することはできない。</u>(法201の9①)</p> <p>④ ビラの頒布場所(法201の13①) ア 次の場所では頒布できない。 ・国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物(専ら職員の居住の用に供されているもの及び公営住宅を除く。) イ 例外として、アの建物においても次の場合には頒布することができる。 ・郵便等又は新聞折込みによる頒布 ・アの建物で政談演説会を開催した場合においてその会場内でする頒布</p> <p>⑤ 政党その他の政治団体のシンボル・マークのみを表示したビラの頒布もここでいう政治活動用ビラの頒布に含まれる。 (法201の5、201の9①)</p>

規制される政治活動	許される活動範囲	届出・検印等	備 考
(8) 連呼行為	(1)の政談演説会の会場 (2)の街頭政談演説（政談演説を含む。）の場所 (3)の政治活動用自動車の車上（法201の13①） 【できる期間】 選挙期日の告示日から選挙期日の前日まで（法201の9①） 【できる時間】 (2)(3)は 午前8時～午後8時（法201の13①、201の12①）		① 政策の普及宣伝又は政談演説会等の告知のための連呼等の政治活動のための連呼に限られ、 <u>選挙運動にわたる連呼行為はできない。</u> （法201の13①、140の2①）したがって、例えば「〇〇党から立候補している〇〇候補をよろしく。」などと連呼することは、 <u>政治活動のためのものとは認められず、許されない。</u> ② 学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺では、静穏の保持に努めなければならない。（法201の13②、140の2②） ③ 選挙運動期間中に他の選挙が執行される場合は、他の選挙の投票当日、当該投票所を閉じる時刻までの間は、その投票所を設けた入口から300メートル以内の区域において、連呼行為はできない。（法201の12②）
(9) 掲示又は頒布する文書図画への特定候補者の氏名又は氏名類推事項の記載	・(11)の機関紙誌における本件選挙に関する報道、評論の項に掲げる新聞紙及び雑誌。インターネット等を利用して頒布するもの。※(11)の備考③④に注意のこと		・(11)「機関紙誌における本件選挙に関する報道、評論」の項に掲げる新聞紙及び雑誌や、インターネット等を利用する方法により頒布されるものを除き、いかなる名義をもってするを問わず、 <u>掲示又は頒布する文書図画に、当該選挙が行われる区域の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載することはできない。</u> （法201の13①）したがって、たとえば(5)のポスターに、 <u>掲示責任者として当該選挙が行われる区域の特定の候補者の氏名を記載することもできない。</u>
(10) 国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物における文書図画（新聞紙及び雑誌を除く。）の頒布	・職員住宅及び公営住宅における頒布 ・郵便等又は新聞折込みによる頒布（法201の13①）		・左記のほか、国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物で政談演説会を開催した場合に、その会場で行う頒布は、禁止されていない。（法201の13①）
(11) 機関紙誌における本件選挙に関する報道、評論	・種類 <u>機関新聞紙、機関雑誌各1種類に限る</u> ・発行 確認団体の本部で直接発行するもの ・頒布方法 通常の方法で頒布されるもの（法201の15）	<u>事前に市選管への届出が必要</u> （届出の際、機関新聞紙誌の見本を添付すること。） （法201の15） （令129の7）	① <u>確認団体の本部で直接発行するものに限られる。</u> （法201の15①）本部で直接発行する機関新聞紙又は機関紙誌の一部に、地方版を設け、報道評論を掲載することは可能。 ② <u>機関新聞紙については、政談演説会の会場において、頒布することができる。</u> ③ ②の他、引き続き発行されている期間が6月以上の機関新聞紙及び機関雑誌については、通常の方法で頒布することができる。（「通常の方法」とは、選挙期日の告示の前6月間において平常行われていた方法をいい、その間に行われた臨時又は特別の方法は含まない。） なお、引き続き発行されている期間が6月に満たないものについては、(1)の政談演説会の会場以外では、頒布できない。 加えて、機関雑誌については、通常の方法として、(1)の政談演説会の会場における頒布実績がない場合は、選挙運動期間中、政談演説会の会場において、頒布することはできない。（法201の15①） ④ <u>市選管に届け出た機関新聞紙又は機関雑誌であっても、当該機関新聞紙又は機関雑誌の号外、臨時号、増刊号その他臨時に発行するものについては、当該選挙に関する報道及び評論を記載したものを頒布することはできない。</u> （法201の15①） ⑤ <u>市選管に届け出た機関新聞紙又は機関雑誌の号外、臨時号、増刊号その他臨時に発行するもので、当該選挙に関する報道及び評論を記載していないものであっても、当該選挙の行われる区域の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項が記載されているときは、当該選挙の行われる区域内においては、これを頒布することはできない。</u> （法201の15③） ⑥ 市選管に届け出た機関新聞紙又は機関雑誌が、報道及び評論を掲載することができるのは、当該選挙についてのみであり、他の選挙については、別途、必要な条件を備える必要がある。

(参考) 確認団体が行うことができるインターネット等を利用した選挙運動

選挙運動の内容	許される運動範囲	届出・検印等	備 考
(1) ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布	・備考のとおり		<ul style="list-style-type: none"> ・ ウェブサイト等を利用する方法（インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたもの。）により、選挙運動用文書図画を頒布することができる。（法142の3） ・ 選挙の当日においても、選挙期日の前日までにウェブサイト等を利用する方法により頒布された文書図画を受信者の通信端末機器の映像面に表示させることができる状態に置いたままにすることができる（法142の3②）
(2) 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布	・備考のとおり		<p>① 次のア又はイに掲げる者の、それぞれア又はイに定める電子メールアドレスに対してのみ、送信をすることができる。ただし、送信拒否の通知を受けたときは、以後、送信をしてはならない。（法142の4②）</p> <p>ア あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信を求める旨又は送信に同意する旨を確認団体に通知した者（電子メールアドレスを確認団体に対し自ら通知した者に限る。）</p> <p>……………当該電子メールアドレス</p> <p>イ 政治活動用電子メールを継続的に受信している者（電子メールアドレスを確認団体に対し自ら通知した者に限り、かつ、通知後、全ての電子メールアドレスへの送信拒否をした者を除く。）であって、あらかじめ、確認団体から選挙運動用電子メールを送信する旨の通知を受けたもののうち、当該通知に対し全ての電子メールアドレスへの送信拒否をしなかった者</p> <p>……………送信拒否の通知をした電子メールアドレス以外の電子メールアドレス</p> <p>② 選挙運動用電子メールを送信する場合は、次のア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに定める事実を証する記録を保存しなければならない。（法142の4⑤）</p> <p>ア ①のアに掲げる者に対し送信をする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受信者が電子メールアドレスを確認団体に対し自ら通知したこと。 ・ 選挙運動用電子メールの送信の求め又は送信への同意があったこと。 <p>イ ①のイに掲げる者に対し送信をする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受信者が電子メールアドレスを確認団体に対し自ら通知したこと。 ・ 継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること。 ・ 選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと。 <p>③ 選挙運動用電子メールを送信する場合は、選挙運動用電子メールの送信に当たり、次の事項を正しく表示しなければならない。（法142の4⑦）</p> <p>ア 選挙運動用電子メールである旨</p> <p>イ 確認団体の名称</p> <p>ウ 送信拒否の通知を行うことができる旨</p> <p>エ 送信拒否の通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先</p>
(3) 有料インターネット広告の掲載	・備考のとおり		<ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙運動期間中、当該確認団体の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした政治活動用有料インターネット広告（バナー広告等）を掲載することができる。（法142の6④） ・ 候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称又はこれらのものが類推されるような事項を表示した選挙運動用有料インターネット広告は禁止されている。（法142の6①）

確認団体の申請手続の流れ

1 確認団体の申請必要書類の提出

1) 政党が確認団体となろうとするとき

- ・政治団体確認申請書（様式1）
- ・政党その他の政治団体の支援候補者とされることの同意書（様式2）

【確認団体の申請時に支援候補者の場合のみ必要】

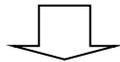
2) 政党以外の政治団体が確認団体となろうとするとき

- ・政治団体確認申請書（様式1）
- ・政党その他の政治団体の支援候補者とされることの同意書（様式2）

【確認団体の申請時に支援候補者の場合のみ必要】

（添付書類）・政治資金規正法第6条の規定による届出書等の写し

- ・政治団体の綱領又は規約
- ・政治団体の役員名簿
- ・政治団体の最近の予算書



申請書類届出後、内容審査し資料交付

- ・確認書（見本1）
- ・政治活動用自動車表示板（見本2）
- ・政治活動用ポスター証紙交付票（見本3）
- ・政談演説会の立札及び看板の類の検印票（見本4）

2 必要に応じてその都度届け出る届出書類

ア) 政治活動用ポスターを掲示する場合

- ・政治活動用ポスター証紙交付票（見本3）…申請時に交付したもの

※1,000枚まで

規格：長さ85cm×幅60cm以内

期間：選挙期日の告示日から選挙期日の当日まで

※選挙期日の当日に新たに掲示することはできない。

イ) 政談演説会を行う場合

- ・政談演説会開催届出書（様式3）※開催回数：2回
- ・政談演説会の立札及び看板の類の検印票（見本4）

※政談演説会開催時に立札及び看板の類を設置する場合、様式3とともに届出を行い、検印の貼付が必要。交付枚数は5枚以内。

ウ) ビラの頒布を行う場合

- ・政治活動用ビラ届出書（様式4）

※2種類以内に限る。

※頒布予定のビラを届出書に添付すること。

エ) 機関紙誌の頒布を行う場合

- ・政党その他の政治団体の機関紙誌届出書（様式5）

※機関新聞紙、機関雑誌、各1種類に限る。

※各活動については、資料5頁からの「7 浅口市長選挙における確認団体の政治活動（概要）」を参照し、法令を順守してください。

各種様式の記載例及び見本

- 【政党その他の政治団体又は確認団体が届出を行うもの】**
- 政治団体確認申請書（様式 1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
【確認団体の申請時に必要（所属候補者又は支援候補者共通）】
- 政党その他の政治団体の支援候補者とされることの同意書（様式 2）・・・・・・・・ 13
【確認団体の申請時に支援候補者の場合のみ必要】
- 政談演説会開催届出書（様式 3）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
【政談演説会を行う場合、事前に届け出が必要】
- 政治活動用ビラ届出書（様式 4）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
【ビラの頒布を行う場合、事前に届け出が必要（見本添付のこと）】
- 政党その他の政治団体の機関紙誌届出書（様式 5）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
【機関紙誌の頒布を行う場合、事前に届け出が必要（見本添付のこと）】
- 【市選管が交付するもの又は交付後、確認団体が届出を行うもの】**
- 確認書（見本 1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
【政治団体確認申請書等の受理後、市選管から交付されるもの】
- 政治活動用自動車表示板（見本 2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
【政治団体確認申請書等の受理後、市選管から交付されるもの】
- 政治活動用ポスター証紙交付票（見本 3）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
【政治団体確認申請書等の受理後、市選管から交付され、政治活動用ポスターの
掲示を希望する場合、必要に応じて届け出る。証紙の貼付が必要】
- 政談演説会の立札及び看板の類の検印票（見本 4）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
【政治団体確認申請書等の受理後、市選管から交付され、政談演説会開催時に立
札及び看板の類を設置する場合、様式 3 とともに必要に応じて届け出る。検印
の貼付が必要】

記載例

(様式1)

政治団体確認申請書

令和8年4月5日

浅口市選挙管理委員会
委員長 川上 弘道 様

名称、所在地、氏名は県選管に届けたものを記載し、代表者の印を押印してください。

政党その他の政治団体の名称 ★★★★★を語る会

事務所所在地 岡山県浅口市〇〇町〇〇〇〇番地〇

代表者氏名 ◆ ◆ ◆ ◆ (印)

令和8年4月12日執行の浅口市長選挙における本政治団体の所属候補者(支援候補者)は、次のとおりであります。公職選挙法第201条の9第1項ただし書の規定の適用を受ける政治団体であることを確認願いたく、ここに申請します。

記

1 所属候補者(支援候補者)数

1人(令和8年4月5日現在)

1人と記載してください。

2 所属候補者(支援候補者)氏名等

番号	候補者氏名	選挙が行われる区域	立候補届出年月日
1	● ● ● ●	浅口市	令和8年4月5日

所属候補者又は支援候補者の申請番号を記載してください。通常「1」です。

所属候補者又は支援候補者名を記載してください。

(様式 2)

政党その他の政治団体の支援 候補者とされることの同意書

令和 8 年 4 月 5 日

政党その他の
政治団体の名称

★★★★を語る会

代表者氏名

◆ ◆ ◆ ◆ 様

政治団体確認申請書
と同じ名称、氏名を記
載してください。

浅口市長選挙
候補者

● ● ● ● 印

支援する候補者の署名又は記名押印が必要です。

私は、令和 8 年 4 月 1 2 日執行の浅口市長選挙において、(政治団体の名称)

★★★★を語る会

が公職選挙法第 201 条の 9 第 1 項

ただし書の規定の適用を受けるに、同政治団体の支援候補者とされること

に同意いたします。

団体の名称を記載してください。

確認団体の申請に必要な書類

- ・ 政治団体確認申請書 (様式 1)
- ・ 政党その他の政治団体の支援候補者とされることの同意書 (様式 2)

【確認団体の申請時に支援候補者の場合のみ必要】

※政党以外の政治団体が確認団体になろうとするときは、次の資料も必要

(添付資料) ・ 政治資金規正法第 6 条の規定による届出書等の写し

- ・ 政治団体の綱領又は規約
- ・ 政治団体の役員名簿
- ・ 政治団体の最近の予算書

記載例：事前の届出が必要。「5頁（1）政談演説会の開催」を要確認のこと。

（様式3）

政談演説会開催届出書

令和8年4月5日

浅口市選挙管理委員会
委員長 川上 弘道 様

名称、所在地、氏名は県選管に届け出たものを記載し、代表者の印を押印してください。

政党その他の
政治団体の名称

★★★★を語る会

事務所所在地

岡山県浅口市〇〇町〇〇〇〇番地〇

代表者氏名

◆ ◆ ◆ ◆ 印

令和8年4月12日執行浅口市長選挙の政談演説会を次のとおり開催したいので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第201条の11第2項の規定により届け出ます。

開催日時	使用する施設の名称	使用する施設の所在地
令和8年4月7日	浅口市中央公民館 大ホール	浅口市鴨方町鴨方2244番地2

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

(様式4)

記載例：事前に市選管への届出が必要（ビラの見本1枚添付のこと）。ビラの種類は2種類以内で枚数制限なし。「7頁（7）ビラの頒布」を要確認のこと。

政治活動用ビラ届出書

令和8年4月5日

浅口市選挙管理委員会
委員長 川上 弘道 様

名称、氏名は県選管に届け出たものを記載し、代表者の印を押印してください。

政党その他の政治団体の名称 ★★★★★を語る会

代表者氏名 ◆ ◆ ◆ ◆ (印)

令和8年4月12日執行の浅口市長選挙に関し、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第201条の9第1項第6号の規定により次のとおり政治活動用ビラを届け出ます。

ビラの種類(番号)	2種類申請時の記載例
浅口市長選挙 法定届出ビラ第1号	2種類申請時の記載例
浅口市長選挙 法定届出ビラ第2号	

備考

- この届出には、当該ビラを添付すること。
- 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

記載例：事前に市選管への届出が必要（機関紙誌の見本1部添付のこと）。「8頁（11）機関紙誌における本件選挙に関する報道、評論」を要確認のこと。

（様式5）

政党その他の政治団体の 機関紙誌届出書

令和8年4月5日

浅口市選挙管理委員会
委員長 川上 弘道 様

名称、氏名は県選管に届け出たものを記載し、代表者の印を押印してください。

政党その他の政治団体の名称
★★★★を語る会

代表者氏名
◆ ◆ ◆ ◆ (印)

令和8年4月12日執行の浅口市長選挙に関し、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第201条の15第1項及び第2項の規定により次のとおり機関紙誌を届け出ます。

機関新聞紙（機関雑誌）の名称	「★★★★を語る会新聞」
編集人氏名	◆ ◆ ◆ ◆
発行人氏名	◆ ◆ ◆ ◆
創刊年月日	令和7年 4月 1日
発行方法	毎月1回
引き続き発行されている期間	1年間

備考

- この届出には、当該機関紙誌の見本1部を添付すること。
- 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

機関紙誌の名称等を記載すること。見本1部の添付が必要。

(見本1)

第〇号

確 認 書

- 1 選挙名 令和8年4月12日執行 浅口市長選挙
- 2 政党その他の政治団体の名称 ★★★★★を語る会
- 3 事務所所在地 岡山県浅口市〇〇町〇〇〇〇番地〇
- 4 代表者氏名 ◆ ◆ ◆ ◆
- 5 所属(支援)候補者数 1人

上記の団体は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第201条の9第1項ただし書の規定の適用を受ける政治団体であることを確認する。

令和8年4月5日

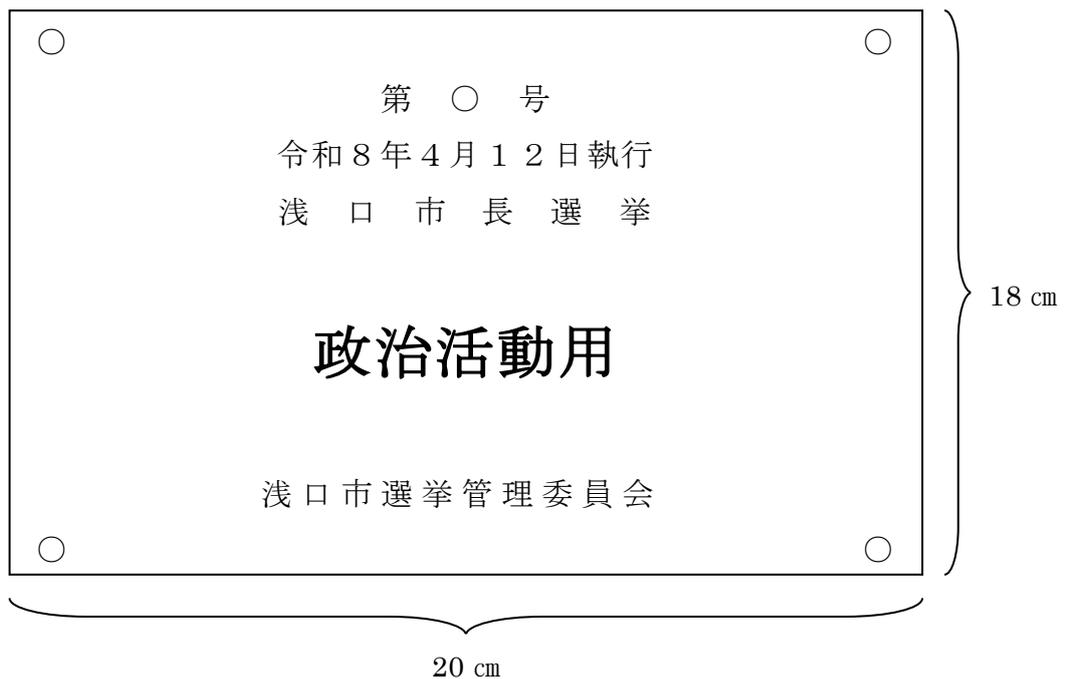
浅口市選挙管理委員会

公印

見本：申請関係書類受理後、市選管が交付。「5 頁 (3)
政治活動用自動車の使用」を要確認のこと。
※選挙後、4 月 27 日までに市選管に返還すること。

(見本 2)

政治活動用自動車表示板



見本：申請関係書類受理後、市選管が交付。必要に応じて申請（ポスターの見本添付必要）。「6頁（5）ポスターの掲示」を要確認のこと。

（見本3）

※選挙後、使用しなかった証紙は4月27日までに市選管に返還すること。

政治活動用ポスター証紙交付票

第 ○ 号

1 選挙名 令和8年4月12日執行 浅口市長選挙

2 政党その他の政治団体の名称 ★★★★★を語る会

3 証紙受領責任者 ▲ ▲ ▲ ▲ (印)

名称は県選管に届けたものを記載し、受領責任者の印を押印してください。

ここは市選管で記載します。交付枚数は1,000枚までです。1,000枚に満たない場合は、用紙をお返ししますので、再度、申請してください。

浅口市選挙管理委員会



交付年月日	交付枚数	取扱者印	差出人氏名
令和8年4月5日	1,000枚	(印)	▲ ▲ ▲ ▲
計			1,000枚
法定枚数		1,000	枚

市選管の取扱者が押印します。

記載例：申請関係書類受理後、市選管が交付。政談演説会開催届出の際に必要な応じて申請。申請後、検印を交付。「7頁(6)立札及び看板の類の掲示」を要確認のこと。

(見本4) ※選挙後、使用しなかった検印は4月27日までに市選管に返還すること。

政談演説会の立札及び 看板の類の検印票

第 ○ 号

1 選挙名 令和8年4月12日執行 浅口市長選挙

2 政党その他の政治団体の名称 ★★★★★を語る会

3 検印責任者 ▼ ▼ ▼ ▼ (印)

名称は県選管に届け出たものを記載し、検印責任者の印を押印してください。

ここは市選管で記載します。立札看板の枚数は5枚までです。5枚に満たない場合は、用紙をお返ししますので、再度、届出してください。

浅口市選挙管理委員会



検印月日	検印枚数	立札看板の類の種別	取扱者印	政談演説会の開催		差出人氏名
				日時	場所	
令和8年4月7日	5枚	看板	(印)	4月7日 18時～	浅口市鴨方町鴨方 2244番地2 浅口市中央公民館	▼▼▼▼
計						枚

市選管の取扱者が押印します。

※国、地方公共団体が所有し又は管理するものについては、管理者の承諾を取る。こと。(資料【7頁(6)】参照)